明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（内閣府六四）　二

○消費者庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（同六五）　四

〔府令・省令〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通四）　六

○保険業法等の一部を改正する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証票の様式の特例に関する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四）　八

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業四）　一〇

○物価統制令の規定に基づく臨検検査をする職員の携帯する身分を示す証票の様式を定める命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一三

○物価統制令の規定に基づく臨検検査をする職員の携帯する身分を示す証票の様式の特例に関する命令（同二）　一四

○中小企業等協同組合法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証票及び証明書の様式の特例に関する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四）　一六

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（内閣府・財務・農林水産一）　二〇

○食品衛生法の規定に基づく臨検検査又は収去の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（内閣府・厚生労働九）　二三

○家庭用品品質表示法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（内閣府・経済産業九）　二四

○信用保証協会法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証票の様式の特例に関する命令（同一〇）　二六

○不動産特定共同事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（内閣府・国土交通六）　二六

〔省　令〕

○放送法施行規則の一部を改正する省令（総務九八）　三〇

○国有財産法施行細則の一部を改正する省令（財務七一）　三一

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令の一部を改正する省令（同七二）　三三

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく立入調査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（財務・厚生労働・農林水産三）　三六

○小売商業調整特別措置法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業三）　三六

○中小企業団体の組織に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三）　四〇

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　四三

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（財務・農林水産二）　四四

○厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（厚生労働一七五）　四五

○独立行政法人農業者年金基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた同法第六十四条第一項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（厚生労働・農林水産一）　四九

○住宅宿泊事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（厚生労働・国土交通三）　五〇

○農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（農林水産六二）　五三

○消費生活用製品安全法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（農林水産・経済産業四）　五四

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（農林水産・経済産業一）　五五

○地すべり等防止法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（農林水産・国土交通四）　五七

（以下次のページへ続く）